

あきる野市総合福祉センターの指定管理者について

あきる野市総合福祉センター（以下「センター」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に管理を行わせる。

1 理由

センターは、高齢者、心身障がい者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図るために設置しており、福祉活動事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業、市民健康推進事業及び市民交流活動で使用するなど、地域福祉の拠点になっている。

社協は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、開館当初からセンターに事務所を置き、ボランティア活動推進事業、ふれあいのまちづくり事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害福祉サービス事業、成年後見推進事業などを行っている。また、センターをボランティアセンターの拠点とし、ボランティア・市民活動センターを設置し、様々なボランティア団体への登録や活動への支援を積極的に行っている。さらに、平成25年3月に「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、災害時には、センターが災害ボランティアセンターとしての機能を果たすこととしている。

平成21年度からはセンターの指定管理者として、協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っており、施設の利用状況及び利用料収入は安定し、収支状況等は良好な状態である。この間のデマンド監視装置の設置等による経費節減の取組や案内表示、パンフレットの作成による利用者の利便性向上の取組は、実績として評価できる。また、団体の経営状況等は、平成24年度収支計算表の状況から、安定的かつ継続的なサービスが認められる。

このように、社協は長年の地域福祉活動等の実績があり、多くのボランティアやふれあい福祉委員等の地域住民と連携し、市民の力を結集して地域福祉活動を積極的に推進しているところである。このことで、市民から高い信頼を得ており、センターの管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できるため、センターの指定管理者とする。

(参考)

指定管理期間の施設利用状況

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 開館日数 | 305日 | 306日 | 308日 | 306日 |
| 利用件数 | 942件 | 1,015件 | 966件 | 941件 |
| 施設利用者数 | 26,072人 | 25,793人 | 22,310人 | 24,297人 |
| 利用料収入額 (利用料減免分) | 1,296千円 (3,645千円) | 1,309千円 (5,060千円) | 1,093千円 (4,715千円) | 1,318千円 (4,277千円) |

※平成21年度の利用料収入額は、指定管理前の市徴収分を含む。また、減免分は、指定管理前の市取扱い分を含まない。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市民の福祉活動を推進するための業務に関すること。
- (2) センターの利用に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること。

3 指定管理者の指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者の指定管理料

96,536,000円(指定期間における総額)